

いちい信用金庫は人にやさしい取り組みを行っています

いちい信用金庫では、目や手などに障がいをお持ちのお客さまにも安心してご利用いただけますよう以下の取り組みを実施しております。

■高齢者や障がいをお持ちの方への対応

新入職員研修において認知症サポーター養成講座を実施しております。現在、認知症サポーターの資格取得者を、全営業部店へ配置しております。

また、全国銀行協会発行の「バリアフリーハンドブック」により全営業部店で学習を行うなど、高齢者や障がい者の方々への対応の向上に努めております。

■車椅子をご利用の方への対応

2008年10月以降に新築した14店舗(本店営業部・神明津・中川・千秋・名北・佐屋・甚目寺・岩倉・七宝・師勝・江東・犬山・西春・江南)に、車椅子の方が利用しやすい「ATMコーナー」「おもいやりトイレ」「おもいやり駐車場」を設置し、利便性の向上に努めております。

■視覚障がい者の方への対応

全てのATMコーナーには、目の不自由なお客さまにも操作しやすい「音声案内システム」のついた視覚障がい者対応ATMを設置しております。ハンドセットを持ち上げると音声案内が始まりますので、案内に従って受話器のプッシュボタンを押すことでATM操作ができるようになっております。

また、西春支店は、駐車場から店舗内まで点字ブロックを設置した店舗となっております。



■障がいをお持ちのお客さまに対する振込手数料の引き下げ

障がいをお持ちのお客さまがお振込みの手続きを行う際に、ATM操作が困難なために窓口でのお取扱いをご希望される場合には、振込手数料をATM振込手数料と同額に引き下げさせていただいております。

振込金額	振込先	現行手数料(窓口扱い)	引き下げ後の手数料
5万円未満	当金庫同一支店あて	220円	110円
	当金庫本支店あて	330円	110円
	他金融機関あて	600円	380円
5万円以上	当金庫同一支店あて	440円	220円
	当金庫本支店あて	550円	220円
	他金融機関あて	770円	550円

■障がいをお持ちのお客さまや高齢者に対する窓口両替手数料の紙幣50枚までの無料化

障がいをお持ちのお客さまおよび年金受給口座を有するお客さまが窓口で両替を行う際、紙幣に限り50枚まで無料とさせていただきます。(1日1回までとし、事業用の資金を除きます。)

■障がいをお持ちのお客さまに対する融資・預金取引の代筆・代読

融資・預金取引に際してお取引の意思があっても、目や手が不自由で各種申込書などへの自署や書類等の内容確認ができないお客さまから代筆や代読のお申し出があった場合、複数の職員の立会いのもと対応させていただきます。

■高齢者等地域見守り協力

高齢化が進む中、各自治体との連携によるサポート体制の強化を図るため、営業部店のある全ての市区町と協定を締結しています。

具体的には、渉外業務を通じて高齢者等に関して異変を察知した場合、速やかに異変の内容や必要な情報を自治体等に通報することです。

当金庫はひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯等の見守り活動を継続してまいります。

〈高齢者等見守りに関する協定自治体〉

愛西市、あま市、海部郡大治町、海部郡蟹江町、一宮市、稲沢市、犬山市、岩倉市、北名古屋市、清須市、江南市、小牧市、津島市、名古屋市(北区、西区、中村区、中川区)、丹羽郡大口町、丹羽郡扶桑町
(2026年6月30日現在 50音順)

■ヘルプマーク普及パートナー

ヘルプマークとは、義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう作成されたもので、当金庫は2018年6月25日から「ヘルプマーク普及パートナー」として、ヘルプマークの普及啓発に協力しております。

2025年12月3日から9日まで、愛知県福祉局からの依頼により、「ヘルプマーク」の普及および周知のため、営業部店にチラシを設置するなど普及啓発活動を実施しました。

12月9日には、一宮駅コンコース内にて当金庫職員による啓発リーフレットおよびポケットティッシュの配布を行いました。



■あいち認知症パートナー企業

あいち認知症パートナー企業とは、愛知県が認知症に理解の深いまちづくりの実現をめざした「あいちオレンジタウン構想」の一環として、地域の企業や大学等の積極的な参画を図る目的で募集を行ったもので、当金庫はその趣旨に賛同し、登録申請を行い、2018年10月11日に認定を受けました。

■こどもの保護・見守り

地域貢献への取組みを充実させるため、2019年12月2日より全営業部店を「こども110番の家」として、登録いたしました。



＜「こども110番の家」活動概要＞

- 1 子どもが助けを求めて駆け込んできたときに行う対応
・子どもの保護 ・警察への緊急通報 ・保護者への連絡
- 2 不審者を発見した時の警察への通報
- 3 子どもへの不法行為を認めたときの警察への通報

2020年7月、奥町支店は奥小学校・奥中学校の生徒の登下校時の緊急事態に際し、一時保護をする「子どもオアシス」協力店として登録しました。



2023年3月、萩原連区の小学校・中学校の児童・生徒に向けたBluetooth通信を利用した「子ども見守りサービス」に協賛し、萩原支店に位置情報受信端末を設置しました。

